

第2回第三セクター等のあり方に関する研究会議事概要

- 1 日 時 平成 25 年 7 月 31 日（水） 16 時 00 分～17 時 30 分
- 2 場 所 総務省省議室（中央合同庁舎第 2 号館 7 階）
- 3 出席者 宮脇座長、蛭子委員、小西委員、杉本委員、辻委員、橋本委員、藤波委員、堀場委員、松本委員、望月委員 他
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ①第三セクター等の抜本的改革の進捗状況等について
 - ②意見交換
 - (3) 閉会
- 5 議事の経過
 - 総務省（事務局）より第三セクター等の抜本的改革の進捗状況と各地方公共団体の取組状況等についての説明を行い、それを踏まえて「第三セクター等の抜本的改革に係る今後のあり方（素案）」（以下「素案」という。）の提案を行った。その後、委員の意見交換等が行われた。
 - 第三回研究会において、第三セクター等の抜本的改革に係る現状の評価とそれを踏まえた今後のあり方について、一定の枠組みの整理を行うこととされた。
 - 第三回研究会は平成 25 年 9 月 17 日に開催されることとされた。

（主な意見）

- 地方公共団体の財政が良ければ、第三セクター等の経営状態が極めて悪かったとしても財政的リスクが高いとは言えない。逆に、地方公共団体の財政が非常に悪い場合には、ほんの少しの損失補償等でもハイリスクとなることに留意が必要である。
- 第三セクター等について、業種別の分析を行うことも必要ではないか。特に、財政的リスクが高い第三セクター等の多くを土地開発公社が占めていることに留意する必要があるのではないか。
- 地方公営企業の経営状況を把握する場合には、新しい公会計と旧来の勘定会計では償却の扱いが異なるなど、適用している会計モデルによって黒字・赤字の基準が異なることに留意が必要である。

- この研究会において、何をターゲットに、どのような原理原則を立てて、誰の背中を押したらいいのかの識別、対象の絞り方が難しい。
一つの観点として、第三セクター等改革推進債を起債した方が良いのに起債しない団体を特定する、或いは、起債した場合には地方公共団体財政健全化法上の財政再生団体・早期健全化団体となってしまう団体に対して起債をお願いする、というような観点から対象を絞り込んでいくということも考えられるのではないか。
 - 資料3・資料5において特に財政的リスクが高い第三セクター等 196 法人を抽出している。定義（※）は明確であるが、これらの中には地方公共団体が基金で対応できる、第三セクター等改革推進債の起債等の形で長期的に解消に取り組めば対応できる等の法人も存在する。逆に、これら以外にも問題がある第三セクター等が存在するようだ。
これらのことを踏まえれば、196 法人のみを議論の対象として特定するべきではなく、況してや、196 法人を抱えている地方公共団体は破たん状態にある、と認識するべきではない。
- ※ 平成 23 年度決算における地方公共団体からの損失補償・債務保証と短期借入金の、標準財政規模に対する割合が、当該地方公共団体の実質赤字比率の早期健全化基準以上となる法人及びこれに準じる法人。
- 資料に公営企業の「不良債務」という言葉があるが、これは資金不足という意味であることと、解消可能資金不足額を適用する前の数字であることに留意が必要である。
 - 現状は全体的な制度・政策の問題ではなくなっているように思われる。一方で、特定のところの問題とした場合には、国がいつまで家父長的な行政を行うのか、という疑問もある。
但し、財政破たんしかねないような極めて特殊なところは何とかなければならない。そういうところに絞って対応することが必要ではないか。
 - 検討の対象を広げて一般的な議論にしまうと、課題がぼやけてしまう。政策の対象を個別の問題に絞って検討を進めた方が良いのではないか。
 - 公営企業の中でも、上水道と下水道は全市町村が関係しているという点で特殊なものであり、議論の対象から外した方が整理しやすいのではないか。
上水道はある意味で典型的な公営企業であって、水道料金の地域間格差等の問題もあるが、それぞれ工夫して経営している。下水道については、首長や所管省庁を含めて、経費を料金で賄うのではなく、税金で経営するものだと思っている関係者が多いのではないか。

- 検討対象を絞るという観点からは、「素案」において「問題あり」「要検討」とされている第三セクター等について検討するという事で、基本的には良いと思う。

ただ、財政的リスクが不明でありながら自らの判断で継続することとしているものについても、検討対象とする必要があるのではないか。リスクが不明というのは、検証が十分できていない場合もあるので、国としてしっかりとした検証ができるようにフォローし、その上で、法人の取扱いについては地方公共団体が考えていくようにすれば良いのではないかと。

- 資料2・資料3において、抜本的改革の取組状況に係るアンケート調査の結果を類型化しているが、回答内容の検証は行われているのか。地方公共団体が財政的リスクに気付かない、認識していないことが問題になるケースもあることに留意が必要である。

- 第三セクター等は赤字法人が多いというイメージがあるが、実際は黒字法人が多い。第三セクター等は、初期投資が多額であるために民間では実施が困難な事業を担ってきたという面があるが、黒字が出ているものについては、民間に委ねることを考えることが必要ではないか。

これまでの第三セクター等の抜本的改革の議論は、赤字のところをどうするのか、というものである。今後は、国の方針も積極的に民間の力を活用していく方向に進んでいることも踏まえて、黒字の第三セクター等を民間に委ねることについて何らかの検討を行うことが必要ではないか。

- 研究会の後半に第三セクター等の積極的な活用を議論する前提として、引き続き抜本的改革を行うことが必要な第三セクター等に係る問題を検討し、整理しておくことが必要ではないか。

- 最初に第三セクター等改革推進債の制度設計を行った際に、第三セクター等の抜本的改革に係るフローチャートを作成している。財政的リスクの検証が十分にできていない地方公共団体に対して、同じような形でサポートすることも考えられる。

座長より、次回研究会に向けて、今回の議論を踏まえた形で「素案」等を整理した上で、各委員に対して提供することを事務局に対して指示した。あわせて、更なる意見・質問を提起することを各委員に対して依頼した。